

定 款

株式会社 Kids Smile Holdings

2018 年 9 月 27 日改定

2018 年 12 月 27 日改定

2019 年 3 月 13 日改定

2019 年 6 月 28 日改定

2019 年 9 月 24 日改定

2019 年 12 月 10 日改定

2019 年 12 月 13 日改定

2021 年 6 月 23 日改定

株式会社 Kids Smile Holdings 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条

当社は、株式会社 Kids Smile Holdings と称し、英文では、Kids Smile Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 以下の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
 - (1) 学童保育、保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務委託
 - (2) 児童館の経営及び児童館関連事業の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務委託
 - (3) 病児保育関係の教室の経営及び病児保育関連事業
 - (4) 発達支援関係の教室の経営及び発達支援関連事業
 - (5) ベビーシッターその他保育従事者の請負、教育及び育成並びにこれに関するノウハウの提供・指導並びに業務受託
 - (6) 学習塾の経営並びにこれに関するノウハウの販売、経営指導及び業務受託
 - (7) 労働者派遣法に基づく人材派遣事業
 - (8) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
 - (9) 保育園児、ベビーシッター利用者、老人用施設利用者等の（マイクロバスによる）送迎事業
 - (10) 幼児教育・児童教育に関する商品開発、企画及び学習教室の経営並びにこれに関するノウハウの販売経営指導及び業務受託
 - (11) 幼児教育・児童教育に関する情報収集及び諸資料の提供に関する業務
 - (12) ベビー用品、玩具の販売
 - (13) 服飾雑貨の開発、製造、販売
 - (14) 給食事業及び飲料品・食料品の販売
 - (15) 教育用教材・器材の製造、販売
 - (16) カルチャーセンターの経営
 - (17) 企業経営に関する調査、助言、指導及び研究、並びに管理業務請負

- (18) アメニティ施設、娯楽施設テーマパークに関する企画、調査、設計工事管理、経営及び経営の請負
 - (19) コンピューターのソフトウェア・ハードウェアの開発、維持、販売
 - (20) コンピューター利用に関するコンサルタント業
 - (21) Web サイトの制作・運営管理事業
 - (22) 不動産賃貸業
 - (23) 土地、建物の有効利用に関する調査、企画、事業提案、設計、運営指導及びコンサルタント業
 - (24) 広告代理業、出版、印刷業
 - (25) 旅行業
 - (26) 生命保険の代理及び損害保険の代理業
 - (27) 各種マーケティング調査事業
 - (28) 上記各号に付帯関連する一切の業務
- 2. グループ会社に関する経営指導
 - 3. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第4条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、10,800,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(基準日)

第13条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条

- 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条

- 1 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条

- 1 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするとき、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条

株主総会の議事については、法務省令の定めるところにより、その過程の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条

当社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条

- 1 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条

取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条

- 1 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 当社は、社長を代表取締役として必ず選定し、必要に応じて前項の社長以外の役付取締役を代表取締役に選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 23 条

- 1 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会招集の通知)

第 24 条

取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 25 条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 26 条

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会議事録)

第 27 条

取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その過程の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第 31 条

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 32 条

当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条

- 1 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条

- 1 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 会社法第 329 条第 3 項の規定による補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間

は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(常勤監査役)

第35条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会招集の通知)

第36条

監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議の方法)

第37条

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第38条

監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その過程の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第39条

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条

監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第 42 条

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 43 条

当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条

- 1 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 46 条

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 47 条

- 1 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第48条

剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

第8章 附 則

(法令の適用)

第1条

この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令の定めるところによる。